

令和6年第15回天草市教育委員会定例会会議録

1 期 日 令和6年11月15日（金）午後2時30分開会

2 場 所 天草市役所 庁議室

3 本会議に出席した教育委員等

教 育 長	平 田 浩 一	委 員	木 下 えり子
委 員	行 合 八恵子	委 員	吉 森 啓 司
委 員	池 崎 教 授	委 員	小 林 景 子

4 本会議に出席した事務局職員

教 育 部 長	平 野 貢 司	教育総務課長	本 多 俊 隆
学校教育課長	福 田 稔	生涯学習課長	西 崎 正 和
学校給食課長	緒 方 勇 人	文 化 課 長	小 川 隆 基
教育総務課課長補佐	伊野上 乾 悟	教育総務課施設係長	正 村 謙 一
学校教育課課長補佐	伊 形 英 朗	生涯学習課生涯学習推進係長	坂 本 真理子
生涯学習課中央図書館庶務係長	吉 田 悦 子	文化課課長補佐	福 島 康 仁
教育総務課総務企画係長	松 下 美 紀	教育総務課総務企画係参事	松 本 智 明

5 本会議に付した議題等

（1）議題

議第48号 臨時代理事項の承認について
議第49号 天草市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
議第50号 天草市市民センター条例の一部を改正する条例の制定について
議第51号 指定管理者の指定について
議第52号 天草市教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令の制定について
議第53号 令和6年度一般会計補正予算（第8号）について

（2）協議・報告

- （1）天草市立小・中学校のあり方検討会委員について
- （2）令和6年12月行事予定について

6 会議の概要

（1）開会

平田教育長： ただ今から、令和6年第15回天草市教育委員会定例会を開催する。傍聴人がいないことを確認する。

（2）前回会議録の承認

平田教育長： 前回定例会の会議録であるが、何か意見はないか。なければ承認してよろしいか。
（全員承認する）

（3）教育長報告

平田教育長： 実りの秋を迎え、文化とスポーツ両面での児童生徒の活躍が続いている。教育会館では文化展が開催され、素晴らしい作品が展示されていた。県科学展においては、本渡南小、本渡北小、本渡中学校の児童生徒が県立教育センター賞をはじめとして受賞しており、質の高い研究内容の発表であった。スポーツ面では、先日、県の駅伝大会

が天草にて行われ、男子は本渡、稜南、牛深中、女子は栖本、本渡、稜南中が出場した。男子が本渡中の6位入賞を始め、各チームが郡大会の記録を上回る走りを見せてくれた。11月末には本市において九州大会が開催される。地元枠として男子は本渡中、女子は大矢野中が出場するので頑張ってもらいたい。地域行事では、本渡南小があまくさ福祉まつりにおいて、あったかまちづくり大作戦というテーマで子ども民生委員活動の報告を行った。まちづくりに取り組む内容も発表力も素晴らしいものであった。幼稚園においては本渡北幼稚園では、今釜サロン交流、亀場幼稚園では町のふるさと祭りに参加しており、地域に密着した教育活動が展開されたところである。この他にも各地域の行事や祭りが開催されており、園児、児童、生徒が発表やボランティアで支えるなど活躍している。園児、児童、生徒の頑張りはもちろんだが、ご指導いただいた先生方やご協力いただいた地域の皆様、保護者の皆様に感謝したい。心配な点ではインフルエンザが流行期に入った。本市においても、既に2校で学級閉鎖をしているので今後留意していきたい。

(4) 議題

議第48号 臨時代理事項の承認について

平田教育長：事務局より説明をお願いします。

本多教育総務課長：本件について、教育委員会の権限に属する事務を教育長が臨時に代理したときは、天草市教育長に対する事務委任規則第2号第3項の規定により、教育委員会に報告し、その承認を得る必要がある。臨時代理を行ったのは、和解及び損害賠償の決定についてである。議会の議決を経るべき事件の議案については、教育委員会の議決を経る必要があるが、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、当該事務について、教育長が臨時に代理したので報告を行う。事故が発生したのは、令和6年7月17日水曜日の午後4時頃、天草市立本渡北小学校で本市職員が草刈機による除草作業中、跳ね上げた小石が職員駐車場に駐車してあった相手方車両に当たり、損害を与える事故が発生。損害賠償の額は、104万6,100円で相手方車両分である。事故現場等の詳細は、資料のとおりである。事故後、学校から聞き取りを行ったが、これまで学校でこのような事故が発生したことはないとのことで、今回の事故は、草刈機による事故の危険性の認識が薄かったためと考える。あらかじめ車の移動を呼びかけるなど安全対策を講じていれば防止できた事故ではないかと思われる。このため、教育委員会として再発防止の指導を行った。

吉森委員：草刈り機はどの形か。

平野教育部長：ひもタイプである。賠償額にはレンタカー代も含まれる。

平田教育長：委員の方から他にご質問、ご意見等ないか。なければ議第48号については承認してよろしいか。

(全員承認する)

議第49号 天草市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

平田教育長：事務局より説明をお願いします。

本多教育総務課長：本件について、議会の議決を経るべき議案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び天草市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第9号の規定により、意見を求めるものである。まず、改正の理由としては、令和6年9月現在の貸付中の奨学生は5人であり、平成27年に11人であった新規貸与者数は、直近5年間で毎年1人から3人の間で推移している。本市から大学などへ進学するためには、地理的な条件から、学費以外に寮費や家賃といった負担を余儀なくされ、昨今では大学の学費の値上げや物価の高騰が報道されている。このことから、本市奨学金の貸与金額等を変更し、国の奨学金を受けることができなかった人や、本市奨学金を必要とする人が利用しやすい制度となるよう見直しを行う。条例改正の内容であるが、1つ目が、給付型

奨学金との併給を認めるものである。複数から奨学金を借りた場合、将来、その返済で生活苦に陥る可能性があることから制限を設けていたが、給付型奨学金の場合は負担の増加につながらないため見直す。2つ目が貸与額に5万円の区分を新設する。貸与額については、専修学校月2万円、大学等月3万円としているが、日本学生支援機構や県内各自治体の奨学金の金額、月2万円から5万円程度を参考として、高等教育以上の教育機関に進学する場合に3万円と5万円から金額を選択できるよう改正する。なお、今回の条例改正において、本渡看護専門学校の文言を削除しているが、条文の整理を行ったもので、本渡看護専門学校に進学する場合においても専修学校、専門課程の生徒として貸与することは可能である。

木下委員： 奨学生の負担とならないように、金額を大きくしたり、償還期間を長くしたり配慮していただき、ありがたい。ただ、借りる時は本当にありがたいと思うが、返していくのは本当に大変だと思う。卒業してすぐ働き、そして返していかななくてはいけない。手続きの際には、本人と連帯保証人に対して、返済金について丁寧な説明をお願いする。

平田教育長： 委員の方から他にご質問、ご意見等ないか。なければ議第49号については承認してほしいか。

(全員承認する)

議第50号 天草市町民センター条例の一部を改正する条例の制定について

平田教育長： 事務局より説明をお願いします。

西崎生涯学習課長： 本件については、改正の理由として、町民センターは、住民相互の理解及び親睦を深めるため、住民の教養と生活文化の向上を図ることなどを目的に整備し、現在、市内に2施設ある。まず、有明町民センターについては、昭和56年に整備され、公民館講座等で利用されてきたが、現在は支所の会議や避難所としての活用、集会での利用が多くなっている。今後の施設の有効な活用と市民の利用促進を図るため、所管を市長部局へ移管し、営利を目的とした利用制限を撤廃し、有明支所の管理の元で運営する施設へ条例改正したいと考えている。次に、新和町民センターについては、昭和60年に整備され、市民へ利用されてきた。こうした中、平成28年度からは天草市地区コミュニティセンター条例により、新和町民センターには町民センター条例と地区コミュニティセンター条例の2つの条例で運用される施設となっている。現状では、平成28年度から小宮地地区コミュニティセンターとして利用されている。また今回、地区コミュニティセンターが市民の利用促進を図る観点から、12月議会へ営利を目的とする利用制限を撤廃し、運用できるよう条例を改正する予定であるため、営利を目的とする利用制限がある新和町民センターについては条例から削除し、小宮地地区コミュニティセンターとして市民が広く利用できる施設とするため、条例を改正したい。施行は、両町民センター共に令和7年4月1日からと考えている。

木下委員： 町民センターとコミュニティセンターは管轄が違うのか。

西崎生涯学習課長： 町民センターについては、社会教育施設であり、教育委員会所管の施設になっている。コミュニティセンターはまちづくり支援課において、地区振興会が51あるが、そちらの活動拠点の施設であり、市長部局で管理している。

平田教育長： 委員の方から他にご質問、ご意見等ないか。なければ議第50号については承認してほしいか。

(全員承認する)

議第51号 指定管理者の指定について

平田教育長： 事務局より説明をお願いします。

西崎生涯学習課長： 本件について、ブルーアイランド天草は都市住民との交流及び地域の活性化を図るため、天草の地域資源を活用し、滞在して体験交流ができる施設である。指定管理者と

なる団体は、あまくさカラフルツーリズム会である。指定の期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までで、カラフルツーリズム会による指定管理は7期目となる。

行合委員： 利用状況はどうなっているか。

西崎生涯学習課長： 令和5年度はコロナが明けたところだが、施設全体で540人、そのうち宿泊が432人となっている。今年度の状況としては全体で762人、宿泊がそのうち592人となっている。コロナ前は令和元年で966人の利用者に対して宿泊が891人となっている。利用目標としては、宿泊者をコロナ禍前の1,000人を目指して指定管理者の方に頑張ってもらいたい。

行合委員： 利用目的や利用者はどんな方が借りるのか。

西崎生涯学習課長： 都市部の方にまず利用していただき、天草町地域の海や地域資源を活用した体験をしていただく宿泊滞在型の施設であるので、現状は県内からだと、県立大や熊大、熊本YMCAなど、大学生や小学生の体験で宿泊をしていただいている。最近では福岡の水産高校からダイビングの合宿で使ってもらっている。今後は、コロナ禍前に使っていた団体などにも声かけしながら、新たな団体の方に利用していただくよう営業を進めていきたい。

行合委員： 教育関係者が利用されているのは嬉しいことである。

西崎生涯学習課長： 補足だが、今年度から市内の小中学生に対して色んな体験学習ができる取り組みをこの施設でできるように、今年度は試行という形で、市内の子どもたち向けの体験学習も来年度から広く進めていきたい。課題は色々あるが、そのような取り組みも指定管理者にお願いしたいと考えている。

行合委員： 経営は黒字であるのか。

西崎生涯学習課長： 指定管理料を今年度は194万5千円支払う。来年度からは180万4千円を市から支出して、あとは水道光熱費と人件費については、使用料の収入なども含めて運営していただく。基本的には利益を求める施設ではないため、指定管理料と使用料収入で運営していただく。

平田教育長： 委員の方から他にご質問、ご意見等ないか。なければ議第51号については承認してほしいか。

(全員承認する)

議第52号 天草市教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令の制定について

平田教育長： 事務局より説明をお願いします。

本多教育総務課長： 本件について、教職員住宅を用途廃止するには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第1項及び教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、教育委員会の承認を得る必要がある。本市教育委員会では、教職員住宅として、戸建て、集合住宅合わせて49戸を設置しており、入居要件としては、市内の小学校及び中学校に勤務している者が入居できると規定している。今回、行政財産の用途廃止に向けて、教職員住宅管理規程の別表から削除する案件としては、今後入居見込みのない住宅2件である。天草町教職員住宅第8号については、令和2年3月に退去されている。河浦小学校教頭住宅については、令和3年3月までに退去されている。なお、今回提案した内容で承認されると、教職員住宅は御所浦地区32戸、倉岳地区3戸、天草地区6戸、河浦地区6戸の計47戸となる。

木下委員： 入居見込みがなく削除されるが、天草町と河浦町の教職員住宅は売却されるのか、解体されるのか。

本多教育総務課長： これら教職員住宅については、天草市教職員住宅管理規程の別表から削除する改正を行い、その後、行政財産の用途廃止手続きを行う。用途廃止後は通常、市長部局にて判断されることになるが、公募による売却、あるいは建物を解体して土地を活用するなど、有効活用が図られることになり、今回どういう形になるのかはこれからである。な

お、河浦小学校の教頭住宅については、敷地が借地であるため、今のところは解体して返却する予定である。

平田教育長： 委員の方から他にご質問、ご意見等ないか。なければ議第52号については承認してよろしいか。

(全員承認する)

議第 53 号 令和 6 年度一般会計補正予算（第 8 号）について

平田教育長： 事務局より説明をお願いします。

本多教育総務課長： 令和 6 年度一般会計補正予算第 8 号について、議会の議決を経るべき議案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条及び天草市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 1 項第 9 号の規定により、意見を求めるものである。今回、補正予算として計上する教育委員会関係の補正額の計は、歳入 1,458 万円、歳出 2,793 万 4 千円となる。補正予算第 8 号として上程されるのは、歳入は教育費国庫補助金、社会教育費国庫補助金として、文化財調査事業費、棚底城跡調査整備事業に係る 1,335 万 4 千円、利子及び配当金として、学校教育施設整備基金利子 6 千円、奨学金貸付基金利子 22 万円、教育費寄付金、社会教育費寄付金として、図書購入費への寄付金 100 万円である。次に、歳出は総務管理費として、先ほどの利子分を、学校教育施設整備基金へ積み立てる 6 千円と奨学金貸付基金への繰り出す 22 万円である。次に、社会教育費として図書館費、備品購入費で図書購入費として 100 万円、文化財保護費、棚底城跡調査整備事業費の測量設計等委託料として、2,670 万 8 千円である。詳細については、担当課より説明を行う。

小川文化課長： この事業は、平成 18 年度からの継続事業であり、令和 6 年度において事業の一部を拡充するものである。補正額は 2,670 万 8 千円で、補正後の予算額は 7,660 万 5 千円となる。財源は国庫支出金の文化財調査事業費 1,335 万 4 千円と残りを一般財源で賄う。補正の理由と内容だが、本事業は史跡棚底城跡整備活用基本計画に基づき史跡整備を行っているが、その中で、ガイダンス施設の整備を進めるにあたり、展示に必要な中世城郭群の航空測量を実施するものである。本年度において国の事業補助金の交付が決定し、財源が確保できるため、実施することが可能となったが、予算不足が見込まれるため、補正を行うものである。航空測量に係る委託料の増額分として 2,670 万 8 千円を計上している。

西崎生涯学習課長： 図書購入費の 100 万円については、10 月 11 日に錦戸企業グループ様から児童図書購入のため、100 万円の寄付があったので計上するものである。

行 合 委 員： 錦戸グループ様からは毎年寄付を頂いているようだが、市からの気持ちを伝える機会はあるのか。

西崎生涯学習課長： 毎回、本の購入後に目録を作成して、お礼状を直接お渡ししている。

平田教育長： 委員の方から他にご質問、ご意見等ないか。なければ議第 53 号については承認してよろしいか。

(全員承認する)

(5) 協議・報告

(1) 天草市立小・中学校のあり方検討会委員について

平田教育長： 事務局より説明をお願いします。

本多教育総務課長： 今回、検討会委員は 10 名を予定しているが、1 名まだ承諾をいただいていないため、本日は案として 9 名で提出する。委員は教育振興審議会の委員でもある熊本県立大学の石村教授と天草市 P T A 連絡協議会から 3 名、天草市校長会から 2 名、天草市まちづくり協議会から 2 名、それと未就学児関係で天草市保育所連盟から 1 名推薦を頂いている。会議は 12 月に実施予定である。

行 合 委 員： 会議の回数は年に何回程度を予定しているのか。

本多教育総務課長： 会議は今年度3回、来年度までであるので来年も2、3回を予定している。

行 合 委 員： 検討会はどういう方向に話の内容を持っていく予定なのか。

本多教育総務課長： 合併後、学校規模適正化計画において統合が行われてきた。現在、子どもたちの数が減っている状況であり、統合するにもかなり広範囲となってくるので、統合も含めて、今後は小規模での可能性など、色々検討していただく。今回は10名の方に決めていただくというよりは、意見を出していただく。例えばPTAや保護者、地域の方にどういう形でお聞きするのが良いかなど、意見を頂きながら、調査研究を進めていきたい。

（2）令和6年12月行事予定について

平田教育長： 事務局より説明をお願いします。

本多教育総務課長： 12月の行事予定については、市議会定例会が11月26日に開会し、12月13日に閉会予定で、9日から11日に一般質問が予定されている。12日は本渡北小学校の学校訪問、13日は新和小学校の公開授業、20日は稜南中学校の公開授業が予定されている。24日は2学期の終業式で、同日午後2時より総合教育会議を行い、終了後に12月の教育委員会定例会を予定している。

7 その他

平田教育長： その他で事務局や委員から何かないか。

8 閉会

平田教育長： 事務局から他に何かないか。なければ以上をもって、本日の会議を閉じる。大変お疲れさまでした。